

よくある質問～マイナ保険証について～

- 患者さんからマイナ保険証のメリットや仕組みについて質問された際の返答の参考としてご活用ください。

Q

マイナンバーカードを保険証利用することで、患者側のメリットはあるの？ (何のためにマイナ保険証を使うの？)

はい。多くの種類（診療/薬剤・特定健診等情報）の情報に基づいたより良い医療を受けることができたり、手続きなしで高額医療の限度額を超える支払が免除になったりと、様々なメリットがございます。

Q

マイナ保険証にすると窓口で支払う金額は変わるの？

はい。マイナ保険証を利用した場合には、医療機関・薬局がオンラインで薬剤情報などの患者情報を確認でき、問診等の業務負担が減ると考えられることから窓口で支払う負担が低くなります。

その際には、薬剤情報などの提供について同意していただくことが必要です。同意がない場合には、従来の保険証で受診した際と同じ負担となります。

Q

毎回受付する必要があるの？

はい。受付は毎回お願いしています。

マイナ保険証で、患者さんの保険資格や医療情報等の閲覧同意について確認させていただいている。

Q

健康保険証は使えなくなるの？

現時点では、健康保険証はお使いいただけます。ただし、令和6年12月2日から現行の健康保険証が終了するため、様々なメリットがあるマイナンバーカードの健康保険証利用をお願いしております。

Q

他の医療機関・薬局でもマイナンバーカードをつかえるの？

はい。全国の9割以上の医療機関・薬局でマイナ保険証をお使いいただけます。当施設のように、オレンジ色のステッカーやポスターが貼ってあるのが目印です。（ステッカーやポスターが近くにあれば示しながら説明）

Q

マイナ保険証を利用すると自分の過去のお薬情報を確認できると聞いたけど、どうすればいいの？お薬手帳は不要になるの？

マイナ保険証を利用すると、過去1ヶ月～5年の間（※）に処方・調剤された分のお薬情報を、自身のマイナポータルや対応する電子版お薬手帳を通して確認できます。

※電子処方箋対応の医療機関・薬局では即時～5年の間の情報を確認可能。

なお、自分で購入されたOTC医薬品などはマイナポータルで確認できないため、お薬手帳での管理が有効です。

Q

顔認証付きカードリーダーはどのように使えばよいの？

マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付がはじまります。
画面の案内に沿ってご利用ください。

詳しくはカードリーダーの使い方（資料）をご確認ください。



よくある質問～マイナ保険証について～

- 患者さんからマイナ保険証のメリットや仕組みについて質問された際の返答の参考としてご活用ください。

Q

顔認証がうまくできません

【再度顔認証を試す場合：患者がマスクや帽子を着用している場合】

マスクや帽子があると精度が落ちてしまうこともあるので、外して再度お試しいただけます。

【暗証番号に誘導する場合：その他・マスク等を外してもうまくいかない場合】

暗証番号での認証も可能です。

【対面実施に誘導する場合】

ではこちらで確認させていただきます。（目視モードでの認証実施）

※目視確認モードとは、マイナンバーカードの顔写真と患者本人が同一であるかを受付職員が目視で確認することで

本人確認が可能となるモードです。

※目視確認モードの立ち上げ方や、利用方法は、「オンライン資格確認等システム 運用マニュアル」をご確認ください。

Q

暗証番号を忘きました

暗証番号を忘れた場合でも顔認証で本人確認ができれば健康保険証として利用いただけます。

もし、暗証番号を忘れたり、ロックされている場合は、住民票のある市区町村窓口等に行って利用者証明用電子証明書パスワード（4桁の暗唱番号）の再設定が必要になります。

Q

特定健診情報、高額療養費制度、限度額認定証などの情報提供に同意するとどうなるの？

診療/薬剤・特定健診等情報などの提供に同意いただくと、情報に基づいたより良い医療を受けることができたり、手続きなしで高額医療の限度額を超える支払が免除になったりと、様々なメリットがございます。

各項目の意味や同意の意義について、詳しくは同意項目説明（資料）をご確認ください。



Q

マイナ保険証が利用できる施設とできない施設はどのようにして見分けるの？

マイナ保険証が利用できる施設は、当施設のように、オレンジ色のステッカーやポスターが貼ってあるのが目印です。（ステッカーやポスターが近くにあれば示しながら説明）

また、厚生労働省のホームページに、マイナ保険証に対応している施設を公開しています。

（※「マイナンバーカードの対応医療機関」等で検索するとすぐに出てきます）



Q

マイナンバーカードを作らなくても、従来の保険証のままでいいの？

2024年12月2日に現行の健康保険証の発行が終了するため、様々なメリットがあるマイナンバーカードの取得と健康保険証利用をご検討ください。

マイナンバーカードを取得されていない場合などは、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を無償交付される予定であり、そちらを医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

お手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間（※）使用することができます。

※有効期限が2025（令和7）年12月1日より前に切れる場合はその有効期限まで。